



Title	いわゆる花押を書くことと民法968条1項の押印の要件
Author(s)	比嘉, 正; 亀島, 宏美
Citation	琉大法学 = Ryudai law review(100): 43-54
Issue Date	2019-03
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/44285">http://hdl.handle.net/20.500.12000/44285</a>
Rights	

〈判例研究〉

いわゆる花押を書くことと民法 968 条 1 項の押印の要件

Über die Wirkung der eigenhandig geschriebenes Testament

大学院法務研究科

比 嘉 正

弁護士

亀 島 宏 美

最判平成 28 年 6 月 3 日（平成 27 年（受）第 118 号遺言書真正確認等、求償金等請求事件、民集 70 卷 5 号 1263 頁、判例タイムズ 1428 号 31 頁、金融・商事判例 1501 号 8 頁）

【事案】

X（二男＝原告・被控訴人・被上告人）と Y ら（長男・三男＝被告・控訴人・上告人）は、亡 A の子であるが、A は平成 15 年 5 月 6 日付けで、遺言書を作成した。その内容は、「家督及び財産は X を家督相続人として家を承継させる」という記載を含む全文と日付及び氏名を自書し、その名下にいわゆる花押を書いたものであるが、印章による押印はなかった。A は平成 15 年 7 月 12 日に死亡した。A はその死亡時に、本件土地を所有していた。X は本件土地について主位的に本件遺言書による遺言によって A から遺贈を受けたと主張し、予備的に A との間で死因贈与契約が締結されたと主張して、Y らに対して本件土地の所有権に基づき、所有権移転登記手続を求めた。

1・2 審は、X の請求を認容した。その理由は、「花押は文書の作成の真正を担保する役割を担い、印章としての役割も認められており、花押を用いることによって遺言者の同一性及び真意の確保が妨げられるとはいえない。そのような花押の一般的な役割に、A の先祖及び A による花押の使用状況や本件遺言書における A の花押の形状等を合わせて考えると、A による花押をもって押印として足りると解したとしても、本件遺言書における A の真意の確保に

欠けるとはいえない。したがって、本件遺言書におけるAの花押は、民法968条1項の押印の要件を満たす。」と判示した。Yらが上告した。

### 【判旨】（破棄差戻）

花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。

そして、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されるところ（最高裁昭和62年（オ）第1137号平成元年2月16日第一小法廷判決・民集43巻2号45頁参照）、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。

以上によれば、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさないというべきである。

### 【研究】

いわゆる花押を書くことが民法968条1項の自筆証書遺言の押印の要件を満たすか、について判例の態度は分かれている。以下においては、主に自筆証書遺言の他の要件（自書）と対比しながら、本判決について検討する。

#### 1. 下級審判決

下級審で花押そのものについて判断したケースは少なく、下記判決があるだけである。アルファベット二文字を組み合わせた形象が花押といえるかについて判断した事例である（東京地判平成18年6月23日LLI/DB判例秘書搭載）。

#### 【事案】

亡父Aと次男Yとの間において締結されたとする土地建物等の死因贈与について、同契約は、亡父Aには贈与する意思が存しなかったか若しくはその

意思表示には瑕疵が存していたから、その効力を有しない。又は同贈与は後に作成された亡父の自筆証書遺言に抵触するので、撤回されたなどとして、長男Xが次男Y及びその余の兄弟姉妹(Yら)を相手として、前記死因贈与契約の無効確認を求めた。

## 【判旨】

民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として自書のほか押印を要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保すると共に、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解される。指印についても、自筆証書遺言において、押印と同様の機能を有するものとされ、同条項にいう押印としては、指印をもって足りると解されている(最高裁判所平成元年2月16日第一小法廷判決)。被告らは、第2遺言書の自署の下に記載されているのはAの花押であるから、同遺言書は、自筆証書遺言としての方式を充足して有効であると主張する。

そこで、まず、押印に代えて花押を記載することによって、自筆証書遺言の方式が充足されるか、仮に、これが肯定されるとして、同遺言書に記載された形象が、花押と認められるか否かを検討する。

花押とは、一般に、署名の下に書く判のことで、書き判と称されるものである。当初、楷書体で自署したものが、次第に草書体で書かれるようになり、さらにこれを様式化したものが花押といわれる。花押の機能としては、当該文書が確実に作成者によって書かれたものであることを証明することにあるとされる。また、花押が署名の下に記載されることにより、当該文書の作成を完結させる意義も併せ有するものと解される。

そうすると、花押についても、我が国古来の慣行に照らし、その機能が当該文書が確実に当該作成者によって書かれたものであること、この記載が文書の作成を完結させることにあるとされることなどの事実にかんがみると、花押を指印に準ずるものと解しても妨げないと考えられる。しかし、花押を指印に準ずるものとして、押印について花押をもって足りると解することが可能であるとしても、当該花押が押印とされるためには、当該花押の記載のみならず、

これを記載した遺言者の合理的意思を解釈することが必要な場合があることは、いうまでもないところである。

## 2. 本件事案の分析

本件の第1・第2審においては、Xの請求を認容し、花押も押印として民法968条1項の要件を満たすと判断している。その理由は、①花押は、文書の作成の真正を担保する役割を担い、印章としての役割も認められており、花押を用いることによって遺言者の同一性及び真意の確保が妨げられるとはいえない。②そのような花押の一般的な役割に、Aの先祖及びAによる花押の使用状況や本件遺言書におけるAの花押の形状等を合わせて考えると、Aによる花押をもって押印として足りると解したとしても、本件遺言書におけるAの真意の確保に欠けるとはいえない、というものであった。

そこで、原審が述べているAおよびAの先祖によって花押がどの程度使用されていたのかについて、原審が認定した事実を基に少し詳しく見ることにする。

第1審の事実認定によれば、Aは、琉球王朝時代の三司官（国王及びこれを補佐する摂政の下で実務を処理する最高機関）を多数排出した名門の家の第20代当主で、県内の旧制中学を卒業して県庁に勤務し、徴兵により軍務に就いた後、戦後、厚生省や衆議院事務局に勤務した経歴を有し、定年退職後、昭和54年に沖縄に戻り、平成15年7月12日に死亡した。Aは定年退職の送別会の際に、寄せ書きが書かれた色紙に自身の花押を記載したり、その他の色紙にも花押を記載していた。また、琉球王国の三司官だったAの先祖達も薩摩藩に対する起請文（服属を示す文書）に花押を用いていた。しかし、Aは、不動産売買契約書や不動産賃貸借契約書、等価交換契約書等重要な契約書作成の際には、署名・押印をしたが花押は用いていなかった。

Aは平成15年5月6日付けで、「家督及び財産はXを家督相続人として家を承継させる」という内容の遺言書を作成したが、この遺言書がAの筆跡であるかどうかについては、被告の一人である三男がAの筆跡である旨認め、花押については初めて見るもので、Aが使っていたか判らないと述べている。また、被告らから本件遺言書の筆跡がAの筆跡と異なるという具体的な指摘

はなく、むしろ、被告らは本件遺言書が A の筆跡によるものと思われる旨供述している。

また、A は当初、長男に跡を継がせるつもりであったが、長男は東京に住んでいるので、二男である X が A の生前に門中行事等において重要な役割を果たしており、その後、A は X を跡継ぎにしようと考え、本件遺言書を作成したと考えても不自然ではなく、A には本件遺言書を作成する動機があった。

このように、本件遺言書が A の意思に基づくものであることは、A の本件遺言書作成の動機が認められ、遺言内容が家督及び財産を承継させる旨のものであり、また、本件遺言書が A によって作成されたものであることについては、当事者に争いが無い。したがって、自筆証書遺言に押印が必要とされる趣旨のうち、遺言者の同一性は確保されているといえる。

問題は、自筆証書遺言に押印が必要とされる趣旨のうち、遺言者の真意が確保されているかどうかである。すなわち、押印に代えて花押が印されていることが、A の真意に基づいて作成された遺言書と言えるかどうか争点となる。

### 3. 押印の種類・場所・自書に関する判例

既述のように、自筆証書遺言の要件は、全文、日付及び氏名の自書と押印である。自筆証書遺言については、押印の要件のうち押印の種類や場所が問題となるケースや、氏名の自書が問題となるケースがある。以下においては、その代表的なケースをみることにする。

#### ①押印の種類（拇印）

自筆証書遺言の押印として拇印が使われた場合の遺言の効力について判例は、これを肯定するが、以下においては、判例がいかなる理由で肯定するのかをみることにする。

i) まず、遺言者がその全文、日付、氏名を自書し、署名下に拇印を押印した場合に自筆証書遺言の要件を満たすかが争われた事例がある（最判平成 1 年 2 月 16 日、判例時報 1306 号 3 頁）。

事案はこうである。昭和 56 年 12 月 27 日に死亡した X、Y<sup>1</sup> らの母 A は、生前に財産を全部同居していた五女 Y<sup>1</sup> にあげるとの遺言証書を作成していた。上記遺言証書は、A がその全文、作成日付、氏名を自書した上、署名の下に拇

印を押印してあった。

Aの二男Xは、Y<sup>1</sup>その他の相続人らに対し、「本件遺言証書作成当時Aには意思能力がなく、本件遺言証書は偽造である。そうでないとしても、拇印しか押されていないから無効である」等と主張して訴えを提起した。

1・2審とも「本件遺言証書は、Aが作成し、拇印を押捺したものである。民法968条1項が自書の外に押印を要としたのは、押印によって、遺言者自身の意思に基づくことを担保するためであり、この趣旨に照らすと、押印は拇印でも差し支えない」と判断してXの請求を棄却したので、Xが上告した。最高裁判所は、「自筆証書によって遺言するには、遺言者が遺言の全文、日付及び氏名を自書した上、押印することを要するが（民法968条1項）、右にいう押印としては、遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨（朱肉等）をつけて押捺することをもって足りるものと解するのが相当である。けだし、同条項が自筆証書遺言の方式として自書のほか押印を要とした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されるところ、右押印についても指印をもって足りると解したとしても、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自書する自筆証書遺言において遺言者の真意の確保に欠けるとはいえないし、いわゆる実印による押印が要件とされていない文書については、通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識に照らすと、文書の完成を担保する機能においても欠けるところがないばかりでなく、必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえって遺言者の真意の実を阻害するおそれがあるものというべきだからである。」として、Xの上告を棄却した。

## ②押印の種類（サイン）

つぎに、外国人が日本に帰化して、その者が自筆証書遺言を作成した場合に、遺言者の生活様式等の事情を考慮して、日常生活で印章を用いないライフスタイルを採っている等の事情があり、押印の代わりにサインを用いて自筆証書遺言を作成した場合に、その遺言が例外的に自筆証書遺言の要件を満たすかどうかどう

かが争われた事案がある（最判昭和 49 年 12 月 24 日民集 28 卷 10 号 2151 頁）。事案はこうである。日本に帰化した白系ロシア人亡 A がした自筆証書遺言の遺言執行者である被上告人らが、A の共同相続人で本件遺言の無効を主張する上告人らに対し、本件遺言が真正に成立されたこと等の確認を求めた。

これに対して最高裁判所は、「英文の自筆証書遺言書に遺言者の署名が存するが押印を欠く場合において、同人が遺言書作成の約 1 年 9 ヶ月前に日本に帰化した白系ロシア人であり、約 40 年間日本に居住していたが、主としてロシア語又は英語を使用し、日本語はかたことを話すにすぎず、交際相手は少数の日本人を除いてヨーロッパ人に限られ、日常の生活もまたヨーロッパの様式に従い、印章を使用するのは官庁に提出する書類等特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の原判示の事情があるときは、当該遺言書は有効と解すべきである。」として、外国人が日本に帰化して、その者が自筆証書遺言を作成した場合には、遺言者の生活様式等の事情を考慮して、日常生活で印章を用いないライフスタイルを採っている等の事情があれば、押印の代わりにサインを用いて自筆証書遺言を作成しても、例外的に自筆証書遺言の要件を満たす場合に当たる旨判示した。

### ③押印の場所

さらに、押印の場所について判例は、特に署名の名下に限定せず、複数枚に跨る本文の契印や本文の入った封筒の封じ目に押印がなされている場合にも、自筆証書遺言の要件を満たすものと解する。すなわち、遺言内容が記載された書面の文面上には遺言者の署名のみがあり押印を欠くものの、二枚からなる書面の一枚目と二枚目に跨り遺言者の契印がされている遺言について、自筆証書遺言として有効とし（東京地判平成 28 年 3 月 25 日）、また、遺言書本文には遺言者の押印を欠いているが、遺言書本文の入れられた封筒の封じ目に押印がなされている場合にも、自筆証書遺言の押印の要件を満たすものと、解している（最判平成 6 年 6 月 24 日）。

もっとも、遺言書本文に遺言者の署名・押印はないが、封筒には、表に「遺言書」と記載され、裏面に遺言者の氏名が記載され、名下の印影が顕出されており、遺言者が本件封筒に署名して押印し、かつ、本件文書と本件封筒が一体のものとして作成されたと認めることができるのであれば、本件遺言は、遺言



者の自筆証書遺言として有効なものと認め得る余地があるが、検認の当時、本件封筒が既に開封されていた等の事情を考慮すると、本件文書は遺言者の署名及び押印のいずれをも欠いており、本件遺言は、民法968条1項所定の方式を欠くもので無効である、とした事例もある（東京高判平成18年10月25日）。

以上のように判例は、概ね押印の場所や種類については、要式を広く解する傾向にあるといえよう。

#### 4. 花押に関する学説

つぎに、花押を押印として認めるか否かについては、以前はこれを否定する説もあったが、現在ではこれを肯定する説が多数を占めるといえる。

まず、否定説であるが、明治民法下においては、捺印（印影の押捺）が自筆証書遺言の要件であったが、拇印や花押は捺印と同視することはできない、としてその効力を否定した。

また、近時の否定説は、花押は押印の持つ二つの機能のうち、遺言者の同一性及び真意を確保する機能は有するが、重要な文書の完成を完結させる機能を満たしているとは必ずしもいえないのではないかと、として花押の押印としての効力を否定する（1）。

これに対して、花押は印でないと考えられる節もないではないが、筆者の同一性を確認するという上では、認印などより遥かに个性的であり、強いて無効視する必要はなかろう、としてこれを肯定する説や（2）、判例・学説が自筆証書遺言の要件緩和の方向に向いていることや、花押はわが国古来の慣行上印鑑ないしはそれと同様の役割を果たしてきたことから、拇印や花押も有効とみるべきである、とする説もある（3）。

#### 5. 本判決の検討

本判決の1・2審においては、花押を民法968条1項の押印の要件を満たすものと認定したのに対して、最高裁判所は、これを否定した。以下においては、最高裁判所が本件において花押を押印と認定しなかった理由について、本件の事実関係を通して見ることにする。

本事案においては、二つの訴訟が提起されている。すなわち、第1事件にお

いては、X（Aの二男）が被相続人Aの遺言によりAが所有していた本件土地の遺贈を受けたとして、Yら（Aの長男・三男）に対して本件土地の所有権移転登記手続を求めた。

一方、第2事件においては、Xら（Aの長男・三男）がY（Aの二男）に対して、Aの妻Bの遺言はBが作成したものではない。仮にBが作成したものであったとしても、Yの強迫又は欺もう行為によって作成されたものであるとして、当該遺言の無効確認を求めた。そのため、本事案の争点は、第1事件においては、遺言者Aの自筆証書遺言の効力についてであり、第2事件においては、Aの妻Bの自筆証書遺言の効力についてである。以下においては、問題の性質上、第1事件についてのみ検討する。

本判決は、花押そのものが押印の要件を満たすか否かについて、最高裁判所として初めて判断したものである。

最高裁判所はこれを否定するが、その理由は、①花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。②民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある。③我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い、というものである。

民法968条1項所定の自筆証書遺言の要件のうち、印鑑の種類および押印の場所について判例は、様式を緩和している。たとえば、遺言内容が記載された書面の文面上には遺言者の署名のみがあり押印を欠くものの、二枚からなる書面の一枚目と二枚目にまたがり遺言者の契印がされている遺言について、自筆証書遺言として有効とし（東京地裁平成28年3月25日判例時報2315号93頁）、また、遺言書本文には遺言者の押印を欠いているが、遺言書本文の入れられた封筒の封じ目に押印がなされている場合にも、自筆証書遺言の押印の要件を満たすものと、解している（最判平成6年6月24日民集172巻733号）。その理

由は、①民法968条1項が押印を要するとした趣旨が、遺言全文の自書と相まって遺言者の同一性及び真意を確保すること。②重要な文書については作成者が署名しその下に押印することで文書の作成を完結させるという、我が国の慣行ないし法意識に照らして、文書の完成を担保するところにある、とする。したがって、遺言者の同一性及び真意を確保するという趣旨を損なわない限り、押印の位置は必ずしも署名下であることを要せず、遺言書の入った封筒の封じ目や2枚綴りの遺言書の1枚目と2枚目に押した契印でも押印の要件を満たす、とする（前掲最判平成6年6月24日）。

一方、判例は自筆証書遺言の要件である遺言者による全文、日付及び氏名の自書の要件についても緩和する傾向にあるとすることができる。たとえば、全文の自書については、日本語に限定せずに英文でも有効とする（最判昭和49年12月24日民集28巻10号2151頁）。なお、この事案においては、英文の自筆証書遺言書に遺言者の署名は存するが押印が欠けており、遺言者が遺言書作成の約1年9ヶ月前に日本に帰化した白系ロシア人で、約40年間日本に居住していたが、主としてロシア語又は英語を使用し、日本語はかたことを話すにすぎず、交際相手は少数の日本人を除いてヨーロッパ人に限られ、日常の生活もまたヨーロッパの様式に従い、印章を使用するのは官庁に提出する書類等特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の事情があった。かかる場合には、遺言者の生活様式等の事情を考慮し、日常生活で印章を用いないライフスタイルを採っている等の事情があれば、押印の代わりにサインを用いて自筆証書遺言を作成しても、例外的に自筆証書遺言の要件を満たす場合がある旨判示している（前掲最判平成6年6月24日）。

そして、押印の種類についても、押印として拇印が使われた場合にも、実印による押印が要件とされていない文書については、通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識に照らし、文書の完成を担保する機能を欠くものでない、としてこれを肯定する（最判平成1年2月16日判例時報1306号3頁）。

ところが、押印の種類のうち、花押については判断が分かれる。すなわち、前掲東京地判平成18年6月23日は、花押を署名下に書く判のことで、書き判と称されると位置づけたうえで、花押の機能を①当該文書が確実に作成者に

よって書かれたものであることを証明するものであり、②花押が署名の下に記載されることにより、当該文書の作成を完結させる意義も併せ有するものとする。そして、これらの事実にかんがみると、花押を指印に準ずるものと解しても妨げないとする。

しかし、本判決は、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、①遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、②重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある、とする。我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難いので、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、押印の要件を満たさない、と判示している。

ところで、花押は前掲東京地判平成18年6月23日や本件の1・2審で指摘するように、我が国で古くから印章として用いられ、その機能は、文書の作成の真正を担保する役割を担い、花押の記載は文書の作成を完結させることにある、とされる。

確かに現在において、役所に提出する書類や契約書等の重要な書類に花押が用いられることは少ないと思われるが、現在においても、たとえば政府の閣議における閣僚署名は、慣習的に花押で行うことになっており、また、本判決の事案のように、昔の士族や豪族等の末裔の中には、現在においても自身の印章として花押を使用している者もいるのである。したがって、花押が今日において全く使用されていないということはないと言えよう。

しかし、本判決においては、①花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。②民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保すること

にある。③我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い、という理由で花押を押印の要件に当たらないと判断している。このことは、本判決が花押を書くことが文書完成の担保という趣旨を挙げることで遺言者の意思を問題にしていると理解することができ、また、遺言者の意思を直接に問うことなく我が国における慣行・法意識という観点から判断したということができよう<sup>(5)</sup>。

なお、本件差戻し審（福岡高裁那覇支判平成 28 年 11 月 22 日）は、本件遺言書 1 の成立について、本件遺言書 1 が A の意思に基づいて、A によって作成され、贈与の対象も特定されていると認めるのが相当である、として本件遺言書によって A・X 間に死因贈与契約が成立すると判断している。

脚注：

- (1) 平田厚「いわゆる花押を書くことと民法 968 条 1 項の押印の要件」民商法雑誌 153 卷 2 号 289 頁。
- (2) 中川善之助・泉久雄・相続法（第四版）520 頁。
- (3) 久貴忠彦「普通の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕102～103 頁。
- (4) たとえば、久貴忠彦「遺言の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕74 頁。
- (5) 同旨中野裕朗「自筆証書遺言の押印要件が花押を書くことによって認められるか」法学協会雑誌 135 卷 1 号 203 頁。